

## 学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症と出席停止の基準は、以下のとおり定められています。

- 学校感染症に罹患した場合は、速やかに受診し医師の指示に従い、学校に連絡してください。  
治癒後の登校時には「学校感染症罹患届」(様式1)を担任に提出してください。
- 新型コロナウイルス感染症は、第一種感染症とみなされます。PCR等の検査対象となった場合、感染が判明した場合、濃厚接触者に特定された場合、また家族が濃厚接触者に特定された場合は速やかに学校へ連絡してください。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の基準】

学校保健安全法施行規則第18条 第19条

|     | 感染症の種類                                                                                                                                                           |                                            | 出席停止期間の基準                         |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)及び特定鳥インフルエンザ<br>新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症<br>新型コロナウイルス感染症 |                                            | 治癒するまで                            |
| 第二種 | インフルエンザ<br>(特定鳥インフルエンザを除く)                                                                                                                                       | 発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで |                                   |
|     | 百日咳                                                                                                                                                              | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで    |                                   |
|     | 麻疹                                                                                                                                                               | 解熱した後3日を経過するまで                             |                                   |
|     | 流行性耳下腺炎<br>(おたふくかぜ)                                                                                                                                              | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで |                                   |
|     | 風しん<br>(三日はしか)                                                                                                                                                   | 発しんが消失するまで                                 |                                   |
|     | 水痘<br>(みずぼうそう)                                                                                                                                                   | 全ての発しんが痂皮化するまで                             |                                   |
|     | 咽頭結膜熱                                                                                                                                                            | 主要症状が消退した後2日を経過するまで                        |                                   |
|     | 結核<br>髄膜炎 菌性髄膜炎                                                                                                                                                  | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで          |                                   |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症                                                                                                        |                                            | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |

第二種の出席停止期間の基準は感染症ごとに定められているが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。